**第8期和水町高齢者福祉計画及び**

**介護保険事業計画策定業務委託**

**公募型プロポーザル実施要領**

**令和２年４月**

**和水町健康福祉課　介護保険係**

**目次**

**１　業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1**

**２　プロポーザルの概要・・・・・・・・・・・・・P.1**

**３　参加資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・P.2**

**４　公募期間及び参加申し込み方法・・・・・・・・P.2**

**５　参加表明書等の様式の入手方法・・・・・・・・P.3**

**６　質問書について・・・・・・・・・・・・・・・P.3**

**７　企画提案書について・・・・・・・・・・・・・P.3**

**８　プレゼンテーションの実施・・・・・・・・・・P.4**

**９　審査及び結果の通知・・・・・・・・・・・・・P.5**

**１０　契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5**

**１１　失格条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5**

**１２　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6**

**１　業務の概要**

(1)　目的

　　　介護保険の制度改正及び介護保険事業計画策定指針を把握し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査集計結果等を基に、和水町の高齢者のニーズや高齢者を取り巻く環境及び介護保険の利用の推移等について分析するとともに、第７期計画（平成３０年度～令和２年度）における介護給付実績の確認評価、高齢者福祉施策の実施状況等を踏まえ、現状と課題の整理を行い、今後の目標事業量や保険料の設定、介護保険財政を見通し、和水町の高齢者が住みなれた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を過ごすことができる「地域包括ケアシステム」実現のため、第８期和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定支援を行うことを目的とする。

以上、上記の目的に沿って業務を受託できる事業者を選定するため、

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

(2)　業務の名称

第8期和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託

(3)　業務の内容

業務の内容は、別紙和水町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委

託仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(4)　委託期間

委託期間：契約締結日から令和３年3月31日まで

**２　プロポーザルの概要**

(1)　名称

第8期和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託公募型プロポーザル

(2)　選定方法

応募者からのプレゼンテーション等をもとに、本業務に適した受託候補者を1者選定するものとする。

(3)　スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容 | 実施期間又は期日 |
| プロポーザル実施の公表 | 令和２年4月20日（月） |
| 参加表明書等の提出期限 | 令和２年4月27日（月） |
| 企画提案書の提出要請 | 令和２年4月30日（木） |
| 質問書の受付期限 | 令和２年5月8日（金） |
| 企画提案書の提出期限 | 令和２年5月15日（金） |
| プレゼンテーション | 令和２年5月21日（木） |
| 審査結果の公表 | 令和２年5月27日（水） |
| 業務請負に係る協議・契約締結 | 令和２年6月2日（火） |

(4)　事務局

和水町役場健康福祉課介護保険係

〒865-0192　熊本県玉名郡和水町江田3886番地

TEL: 0968-86-5724　FAX :0968-86-4660

E-mail: fukushi@town.nagomi.lg.jp

**３　参加資格要件**

　　このプロポーザルに参加するためには、次に掲げる全ての要件を満たす必要がある。

(1)　本提案に基づく仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。

(2)　町税等に滞納がないこと。

(3)　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(4)　本町の指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。

(5)　暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる行動をするものでないこと。

**４　公募期間及び参加申し込み方法**

(1)　公募期間

令和２年4月20日（月）から令和２年4月27日（月）まで

(2)　提出書類

このプロポーザルに参加を希望の場合は、次に定める書類を提出すること。

ア　参加表明書（様式1）

イ　会社概要（様式自由、ただしA4判とする）

　　※会社名、所在地、業務概要、会社設立年月日、連絡先の記載が

あるもの

ウ　登記簿謄本（写しでも可）

(3)　提出期限

令和２年4月27日（月）午後5時　必着

(4)　提出方法

郵送（簡易書留による）又は持参すること。

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

(5)　提出先

　　　和水町役場健康福祉課介護保険係　※　2の（4）参照

(6)　参加資格要件の審査結果の通知

提出された書類に基づいて審査を行い、参加資格要件を満たすものに対して企画提案書の提出を要請する。

**５　参加表明書等の様式の入手方法**

　　参加表明書等の様式については、以下の方法により入手すること。

　　なお、郵送による配布は行わない。

(1)　健康福祉課窓口による配布

(2)　和水町ホームページからダウンロード

〈掲載場所〉

和水町ホームページ＞行政情報＞入札契約情報＞プロポーザル

**６　質問書について**

(1)　提出書類

質問書（様式2）

(2)　提出期限

　　　　令和２年5月8日（金）午後5時必着

(3)　提出方法

FAX又は電子メールによること。送信後は到達の確認を必ず行うこと。

(4)　提出先

和水町役場健康福祉課介護保険係　※2の（4）参照

(5)　質問への回答

ア　令和２年5月11日（月）までに、和水町ホームページに質問内容とともに掲載する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容等に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

イ　アの質問書に対する回答は、公募要領等の追加又は修正があったものとする。

**７　企画提案書について**

(1)　企画提案書の内容

企画提案書の内容、構成については、仕様書にある業務の目的及び内容の項目に沿うこと。

(2)　提出書類

ア　表題（様式3）

イ　企画提案書（様式自由、ただしA4判とする）

ウ　参考見積書（様式自由、ただしA4判とする）

　※仕様書に掲載されている項目ごとの見積額（消費税込み）とする。

エ　類似業務の実績（様式自由、ただしA4判とする。）

(3)　提出部数

6部

(4)　提出期限

令和２年5月15日（金）　必着

(5)　提出方法

郵送（簡易書留による）又は持参すること。

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

(6)　提出先

　　　　和水町役場健康福祉課介護保険係　※2の（4）参照

(7)　作成上の注意

ア　提案書は、A4判縦、左綴じ、片面、横書きとする。

イ　提案書は、左綴じで1冊にまとめること。

ウ　書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

**8　プレゼンテーションの実施**

(1)　日時

令和２年5月21日（木）　時間等詳細については後日連絡。

(2)　場所

和水町役場本庁舎　3階　大会議室

(3)　プレゼンテーションの方法

　　ア　プレゼンテーションへの参加人数は３人以内とする。

　　イ　プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って行うものとす

る。

　　ウ　プレゼンテーションの時間は、各事業者20分以内（準備時間除く）の後、質疑応答を10分以内とする。

　　エ　プレセンテーションに当たり必要な機材等は、各事業者が用意すること。

(4)　参加辞退

参加表明書提出後、都合により辞退する際は、プロポーザル参加辞退届（様式4）を令和２年5月14日（木）必着とし、郵送（簡易書留による）又は持参により提出すること。

**9　審査及び結果の通知**

(1)　審査

審査は、本町職員等で構成する「和水町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託事業者選定委員会」にて、最高点を獲得した事業者を本業務の受託予定者とする。

なお、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次順位及びそれ以降の順位者を繰り上げ、新たな受託者とする。

(2)　審査項目

　　　　ア　提案内容の的確性

　　　　イ　提案内容の創造性

　　　　ウ　業務の実施体制

　　　　エ　提案者の業務実績

　　　　オ　積算額の妥当性

(3)　審査結果の通知

審査結果については、町公式ホームページにて公表し、あわせてプロポーザルに参加した事業者全てに文書で通知する。

なお、審査結果についての内容確認や意義申し立ては一切認めない。

**10　契約締結**

　　9において受託予定者に決定した事業者は、本町と企画提案書をもとに契約締結のための仕様書確認等の協議を行ったうえで、契約書を作成し、契約の締結を行う。

　　また、契約締結にあたっては、和水町財務規則等に基づくものとする。

**11　失格条件**

　　参加者及び受託予定者が、次の条項のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1)　企画提案の内容に虚偽がある場合

(2)　3の参加資格要件を満たさなくなった場合

(3)　他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合

(4)　定められた以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合

(5)　その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

**12　その他**

(1)　企画提案等に要する経費は、すべて事業者の負担とする。

(2)　提出された書類の返却はしない。

(3)　1事業者が複数の提案をすることはできない。